

文 教 福 祉 常 任 委 員 会 日 程

令和元年10月23日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

(1) 議案第 1 号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第 5 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳出2款総務費の内3項、3款民生費、
4款衛生費の内1項3目、9款教育費、
第2表債務負担行為補正1追加

(3) 議案第 6 号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について

(4) 議案第18号 八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結について

(5) 議案第19号 八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結について

文教福祉常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和元年１０月２３日（水）				
招 集 場 所	八街市役所　　本会議場				
開 閉 会 時 刻	開 会	午前１０時００分	委 員 長	加 藤 弘	
及 び 宣 告	閉 会	午前　１１時３２分	副委員長	山 口 孝 弘	
委員の氏名	氏　　　　　名		出・欠	氏　　　　　名	出・欠
及	加 藤 弘		出	小 菅 耕 二	出
出欠の有無	山 口 孝 弘		出	栗 林 澄 恵	出
	京 増 藤 江		出	小 向 繁 展	出
	小 高 良 則		出		
委員外議員	議長 鈴 木 広 美		出		
委員会に出席した				主 査 須賀澤 勲	
事務局職員職氏名		主 査 嘉 瀬 順 子		主 査 補 吉 井 博 貴	
八街市議会委員会条例	市 民 部 長 和 田 文 夫			市 民 課 長 春 日 葉 子	
第18条の規定により	国保年金課長 吉 田 正 明			社会福祉課長 日野原 広 志	
説明のため出席した者	つくし園長 斉 藤 照 美			高齢者福祉課長 田 中 和 彦	
の職氏名	子育て支援課長 高 山 由美子			健康増進課長 飛 田 雅 章	
	その他関係職員				
	教 育 次 長 関 貴美代			教育総務課長 川 名 弘 晃	
	学校教育課長 西 貝 喜 彦			社会教育課長 兼中央公民館長 小 川 正 一 兼郷土資料館長	
	スポーツ振興課長 市 川 明 男 兼スポーツプラザ所長				
	図 書 館 長 中 澤 ゆかり			学校給食センター所長 酒 和 裕 一	
	その他関係職員				
議 題	別紙日程表のとおり				

(開会 午前10時00分)

○加藤委員長

おはようございます。台風15号、19号と未曾有の自然災害に襲われ、市民の安全・安心のため長期化にわたりまして大変ご尽力いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に栗林澄恵委員、小向繁展委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、議案第1号、議案第5号中、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項3目、9款教育費、第2表債務負担行為補正1追加、議案第6号、議案第18号、議案第19号の5件です。

議案第1号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○春日市民課長

それでは、議案第1号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

付議案の2ページ及び議案説明資料の1ページをごらんください。

この条例改正は住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、結婚、離婚、養子縁組等により氏が変わっても不便を感じさせない社会の実現を目的に、旧氏の記載を希望し申請された方に対し、旧氏での印鑑登録及び印鑑証明書に旧氏を併記するためのものがございます。また、外国人氏名の片仮名表記に関する規定を整備し、印鑑条例において準拠する印鑑登録証明事務処理要領との整合性を図るものです。

なお、附則においてこの条例は住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日と同日である令和元年11月5日から施行するものといたします。

以上で、議案第1号八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

そうしますと、印鑑登録証を婚姻前にしていた方はその住所変更があった場合にはその部分だけすればいいということで、継続してその印鑑を使えるという考えでよろしいのでしょうか。

○春日市民課長

婚姻されて氏が今度変更になりますと印鑑も変わりますので、また申請が必要になります。

○小高委員

僕、勘違いしているのかな。旧氏で印鑑登録ができるということじゃないですか。旧氏、氏名の氏ですね。だからそのまま旧姓で登録したものを使えるということじゃないんですか。

○春日市民課長

印鑑等、結婚する前に既に氏が変わっていたりとかする方は、もうその時点で旧氏での申請ができます。それでそのまま印鑑登録の方は旧姓はそのまま継続して使うことはできますが、婚姻時に氏が変わった場合には、もう一回印鑑登録の方をしていただくようになります。

○小高委員

わかりました。

続いて、外国人の氏名、片仮名表示の件ですけど、僕の知り合いで片仮名登録していた人がいるんですよ。今までも片仮名登録ができていたのかなと思うんですけど、具体的な名前は言えないんですけど、外国人ってどこが名前なのかよくわからない、3つ、4つにわかれているんですよ。ファンさんだったり、コクさんだったり、そこのどの部分を登録するかという基準があるのかなと、僕は常々思ったんですけど、簡単な部分の2文字の、出てこないな。あと具体的に言えないんですみせんけどね。

どの部分を登録するように指導しているのか、またその片仮名表示規定ができるといっても、どこの部分、まあ外国人の場合は印鑑というよりも印章なのかなと思うんですけど、その辺の考えはどのように思っているのかお伺いいたします。

○春日市民課長

お名前にはブロック的に3ブロックとか2ブロックの方もいらっしゃるんですが、どの部分を使っても印鑑登録はできます。その部分的なものの片仮名、その部分でも登録ができます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

現在、世論調査などでも選択的夫婦別姓制度、この導入を求める人が増えています。本来ならこの声に応えなければならないと思うんですが、今回はもう既に約200億円も国の予算を使ってこの結婚で改正した夫や妻の旧姓、氏を住民票などに表記できるようにする、こういうことだということが先ほど説明がありました。

そこでお伺いしますが、住民票などに旧姓を併記できるように改正するわけですが、この旧姓併記システムはどのようなことに役立つのかお伺いします。

○春日市民課長

印鑑証明の旧氏が記載されたものに対しての利用方法といたしましては、各種の契約や銀行口座の名義、その他、就職先などの旧姓で本人が確認できるというような利点がございます。

○京増委員

確かに携帯会社や銀行が旧姓で対応するというふうなところもあるようです。契約時に契約できる。しかし、全ての携帯会社とか銀行でできるわけではないということで、本当に中途

半端な制度だなと思います。

実際にこのような制度、別姓ならばそれで済んでしまうんだけど、そしてそれで証明がされるのに、わざわざ全部が全部契約もできないようなそういうやり方、ここにたくさんのお金を使うのは無駄遣いじゃないかという声もある中で、本当に市民の、国民の利便性を考えていただきたいというふうに思いつつ質問を終わります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第1号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○加藤委員長

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定しました。

最初に、歳出2款総務費3項について、提案者の説明を求めます。

○春日市民課長

それではご説明いたします。

補正予算書の18ページをごらんください。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、補正前の額から1千560万3千円を減額し、補正後の額を1億2千894万6千円とするものです。

説明欄をごらんください。一般職人件費2節給料921万5千円の減、3節職員手当等360万1千円の減、4節共済費278万7千円の減で、主な補正理由としましては、4月1日付人事異動等による補正でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費について提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いします。

○日野原社会福祉課長

それではご説明いたします。

補正予算書の19ページをごらん願います。

3款民生費1項社会福祉費2目総合保健福祉センター費につきましては、補正前の額に116万6千円を増額し、補正後の額を1千645万6千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。11節需用費116万6千円、これは全て修繕費で、総合保健福祉センターは建設後23年を経過しており、至るところに老朽化の症状が出ております。既に修繕費が不足しており、予算流用で対応しており、今後の支出見込額について補正をしようとするものです。

○田中高齢者福祉課長

続きまして、7目介護保険費についてご説明いたします。

7目介護保険費、補正前の額から1千54万7千円を減額し、補正後の額を7億8千986万2千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。一般職人件費1千54万7千円の減額につきましては、4月1日付人事異動による減額補正でございます。

○吉田国保年金課長

続きまして、8目国民健康保険費についてご説明いたします。

補正前の額に735万7千円を追加し、補正後の額を6億5千697万8千円とするものでございます。これは4月1日付人事異動による国保班への1名増員に伴い、一般職人件費における給料331万9千円、職員手当264万1千円、共済費139万7千円を増額するものでございます。

続きまして、9目国民年金費についてご説明いたします。

補正前の額から474万6千円を減額し、補正後の額を2千778万円とするものでございます。これは4月1日付人事異動に伴い一般職人件費における給料242万6千円、職員手当150万1千円、共済費81万9千円を減額するものでございます。

○高山子育て支援課長

続きまして、2項児童福祉費についてご説明いたします。

補正予算書の20ページをごらんください。

1目児童福祉総務費につきましては、補正前の額に249万8千円を追加し、補正後の額を1億5千219万4千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費249万8千円の増額につきましては、4月1

日付人事異動によるものでございます。

4 目児童福祉施設費につきましては、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、一般財源及び地方債から 3 7 0 万 9 千円を国県支出金へ予算の組み替えを行ったものでございます。

5 目保育園費につきましては、補正前の額から 1 千 6 3 3 万 4 千円を減額し、補正後の額を 1 4 億 4 千 2 5 7 万 5 千円にしようとするものでございます。

一般職人件費 1 千 7 7 2 万 1 千円の減額につきましては、4 月 1 日付人事異動などによるものでございます。保育園管理費 1 2 万 7 千円の増額につきましては、二州第二保育園に栄養士を配置することに伴い、他の 5 園共通の給食管理システム保守を導入しようとするものでございます。保育園施設整備事業費 1 2 6 万円の増額につきましては、交進保育園調理室改修工事の期間延長に伴い、給食提供業務の外部委託を延長するものでございます。

○齊藤つくし園長

続きまして、21 ページ、6 目マザーズホーム費についてご説明いたします。

補正前の額に 1 3 3 万 2 千円を増額し、補正後の額を 5 千 1 1 4 万 6 千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。一般職人件費 1 3 3 万 2 千円の増額は、つくし園職員に関わる人件費であり、給料は 4 月 1 日付人事異動による増額、職員手当、共済費は 4 月 1 日付人事異動による減額でございます。

○日野原社会福祉課長

続いて、補正予算書 21 ページから 22 ページをごらん願います。

3 項生活保護費 1 目生活保護総務費につきましては、補正前の額に 5 1 9 万 2 千円を増額し、補正後の額を 8 千 3 8 万 3 千円にしようとするものです。

1 3 節委託料生活保護システム改修業務 1 3 6 万 4 千円、これは生活保護システム制度改正に対応するための電算改修費、また、医療費扶助適正化等支援業務 3 8 2 万 8 千円は医療費レセプトデータと生活保護システムを紐付けすることにより生活保護に対して重症化予防の指導を行い、医療扶助の支出減少につながることを目的としております。

以上で、3 款民生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

20 ページから 2 項の 5 目保育園費について、人事異動による増減があったということで、今、説明を受けたわけですけど、元来、保育園において人員が足りなくて派遣会社からお願いしていたりするケースもあろうと思うんですが、現状の様子はどのようになっているのか伺いたいします。

○高山子育て支援課長

4 月 1 日現在の正規職員は 9 5 名で、臨時職員は 2 6 名でございます。現在の、9 月 1 日現在、直近では臨時職員は 2 6 名でございます。年度途中で正規の職員が不足している保育園

に関しては、臨時職員や派遣職員などで対応しております。

○小高委員

今後も、できれば私どもは正職員で対応していただきたいところですが、児童の増減等も加味したときに臨時対応もいた仕方ない部分もあるのかなと思います。今後とも職員の確保には苦勞なさるとは思いますけど、ご尽力のほどお願いしたいと思います。

また、続いて保育園整備工事に伴い給食供給業務が増えてしまったわけですが、改修工事が遅れた、遅延によるということだったんですが、その遅延の理由等はどのようなになっているのか伺いたします。

○高山子育て支援課長

交進保育園の改修工事につきましては、調理室工事について、当初、現在の調理室のみの改修を見込んでおりましたが、設計委託の中でより効率よく調理室を使用するために検討した結果、当初、見込んでいたよりも、調理室を拡張することが可能であるということが確認できたため、調理室の工期が延長となったことにより調理室閉鎖期間が延びて、外部委託にする増額になりました。

全体工期は変わりません。調理室の工事のみが延長になりました。

○小高委員

続いて、3項の1目医療費助成適正化支援業務についてです。よく聞き取れなかった部分がありまして、レセプトと生活なんちゃらを入力という、そのなんちゃらのところをもうちょっとすみません。

○日野原社会福祉課長

すみません。はっきり説明ができなくて。

この医療費扶助適正化等事業につきましては、被保護者健康管理支援事業を行うにあたり、レセプトに記載されている傷病名、病気名ですね、これとあと治療情報を活用して傷病ごとの医療情報を正しく分析すると。この分析についてはレセプトデータと生活保護システムを紐付けすることによって、生活保護受給者に対しての重症化予防の指導ができるようにすることになり、医療費扶助の減少につながるというようなことでございます。

○小高委員

非常にわかりました。かなり対象者の健康維持ができるんじゃないか、また節減がある面でいいんじゃないかなと。

またこれに対しまして、A I とか使うという考えはないんですかね。伺いたします。

○日野原社会福祉課長

今のところ現在予定はございません。

○小高委員

というのは、データが入力しなくてはいけないものなんですけど、その作業は大変にしても、その照らし合わせというのをこのシステム改修しただけで、136万4千円程度のシステムでその照合ができるのかという不安要素というんですかね、この程度のシステムでは相当な

量をこなすことというのは難しいのではないかなと。今後は、生保だけではなくて一般の人にも適用することができるようなシステムを考えていかなければいけないんだろうと思うんですけど、その辺はいかがかお伺いします。

○日野原社会福祉課長

今回、初めての事業になりますので、この辺データ等をどのような形で活用するかについては、また調査研究していきたいと考えております。

○小高委員

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑ありませんか。

○京増委員

それでは、19ページ、7目介護保険費について、まずお伺いします。

一般職人件費の1千54万7千円減額なんですけれど、人事異動ということなんですが、介護保険課では相談窓口で正規の職員がきちんと相談に乗っていただきたいと、そういう声があります。高齢者がどんどん増えていく中で、ケアマネさんにもきちんと対応しなきゃいけない。そして相談窓口でも対応しなきゃいけないという重要な仕事があると思うんですが、これは人事削減ではなくて、ちゃんと人員を確保していただきたい、このように考えますがいかがでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

今のお話は、法人が指導監査のケアマネジャーに対する説明のことかと思うんですが、今、うちの方で雇用している臨時職員なんですけども、こちらにつきましては県の職員だったものを採用しておりまして、その辺の法人指導監査におけるスキルにつきましては十分持ち合わせている職員だということで、うちの職員の補佐をしていただいているところでございます。

また、基本的にはうちの正規職員がお話を伺い、その中で不足している部分について補足、補佐をお願いしているところでございます。

○京増委員

臨時職員の方が、県職員だった方が臨時職員ということのようなんですけれど、大変、相談者に対して本当に相談をしたいことがきちんと相談できない、そういう声があります。ケアマネさん、また、事業所の方では本当に被保険者に対し、介護が必要な方々に対し、真剣に取り組もうとされている中で、対応が、大変つらい対応をされるようなこともあるというふうに聞いております。そういう対応が、きちんとした対応がされないのであれば、その介護が必要な方々に対しても本当に大変なことになるし、また、事業所の方にとっても十分な対応ができなくなる、そういうことがあると思います。そういう職員であればきちんと対応できと思うんですが、この点についていかがでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

職員、臨時職員につきましても同じような対応をしているところでございますが、その辺の対応につきましては、今後、私の方から指導を徹底してまいりたいと考えております。

○京増委員

相談する方々が本当に仕事を頑張ってやろうと、そういうふうな相談に乗っていただきたい。そのように強く要望しておきたいと思います。

次に、国民年金費について、一般職人件費についてお伺いします。

国民健康保険の方は人員が増える、増額なんです、国民年金費は減額です。この人員が足りているのかどうか。必要な情報をちゃんと告示できているのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○吉田国保年金課長

国民年金班につきましては現在4名で対応しておりまして、人員につきましては十分足りているというふうに認識をしております。

○京増委員

今、出産前後の国民年金保険料、これが全額免除になる場合があります。実際に妊娠されている方。この制度が4月から始まっておりますけれど、妊娠されている方にはきちんと知らせることができているのかどうか、このことについて伺います。

○加藤委員長

京増委員に申し上げます。この項目に沿って、今、これ人件費ですよね。京増委員のおっしゃったことは、まず違うと思うんですよ。人件費について質疑をしていただきたいと思います。

もう一度お願いします。

○京増委員

人員は足りているということなんですけれど、市民に必要な新しい制度の説明などはきちんとできる、そういう人員がそろっているのかどうかお伺いします。

○吉田国保年金課長

今の産前産後の保険料の免除の点につきましては、以前から広報等の方でも周知を図っておりますし、今現在、市民課の方でもその辺の周知についてのリーフレット等を配っているところございまして、人員的には十分足りているというふうに認識をしております。

○京増委員

本当に、経済的に国民年金が払えない方々もいらっしゃるわけですから、ぜひ、人員が足りているということであれば漏れのないようにやっていただきたいと思います。

次に、20ページの保育園費の一般職人件費についてお伺いします。

1千772万1千円の減額なんです、何人分なんですか、これ。

○高山子育て支援課長

正規の職員の人件費ですので人数は把握していないんですけれど、育児休業を取得するもの

が1名、それと1名退職された方がいましたので、その2人が大きな要因になっていると思います。

○京増委員

結局はその保育士さんが減っているわけですね。少なくとも1人は減った。正規の方が減ったと。

今、本当に保育士が足りなくて、先ほども質問がありましたけれど、派遣で雇わなきゃならない、そういう状況の中で正規の職員がやめなくても済むような、そういう方法はなかったのかどうなのかと思います。

○高山子育て支援課長

退職の理由につきましては本人様の都合によるものでございますけれども、療養休暇等でもし病気の場合でお休みをする場合は、なるべく早く早期に療養休暇を取るとか対応をしていきたいと思っております。

○京増委員

本当に、乳幼児の保育、子どもにとって、また保護者にとっても正規の職員がいてくれるということは本当に心強いと思います。正規の職員が増えるようなそういう方向をしっかりと取っていただきたいと思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費1項3目について、提案者の説明を求めます。

○飛田健康増進課長

それでは補正予算書の22ページをごらんください。

4款衛生費1項保健衛生費中3目母子保健費についてご説明申し上げます。

3目母子保健費は、補正前の額から526万5千円を増額し、補正後の額を2億5千608万4千円とするものでございます。

説明欄をごらんください。母子保健指導事業費13節委託料126万5千円の増は、国が令和2年6月からの運用開始を予定しているマイナンバー制度を利用した母子保健情報の一元管理及び当該情報を活用した市町村間連携に対応できるように、既存の母子情報管理システムを改修しようとするものでございます。

次に、子育て世代包括支援センター運営事業費400万円の増につきましては、新規事業費となります。令和2年度中の開設に向けて準備を進めております子育て世代包括支援センターの開設準備経費として、当該センターで使用する各種消耗品費29万6千円、健康審査等で使用している部屋を相談室として改装するための工事費249万5千円、及び、本棚、キッズサークル等の備品購入費120万9千円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

それでは子育て世代包括支援センター運営事業費についてお伺いします。

令和2年の開設ということですが、4月からの開設ということによろしいですか。

○飛田健康増進課長

今現在、令和2年度中の開設に向けて準備を進めているところでございます。

○京増委員

保健師さんが中心になって、ワンストップで全ての妊産婦の相談にのるというような役割があるんですけど、人員は増やすのかどうかお伺いいたします。

○飛田健康増進課長

人員につきましては、子育て世代包括支援センターの設置ガイドラインの中で、保健師1名を配置することというふうに規定をされております。これにあわせまして、本市におきましても専門の保健師1名、最低でも1名を設置する計画でございます。

○京増委員

1名を置くんですけど、これは新たに雇用をして保健師を増やすということによろしいですか。

○飛田健康増進課長

1名の保健師でございますけれども、専任の保健師1名を置くことと、あとは現有の保健師を兼任として置く予定でございます。

○京増委員

ということは、人員は増やさないと。今までの人員でやりくりをしていくと、そういうことです。

○飛田健康増進課長

人員につきましては、この事業のニーズに応えられるような人員を確保できるように、今後、要望してまいりたいと考えております。

○京増委員

厚労省のガイドラインでは、妊娠期から子育て期、特に3歳までの子育て期に重点を置くというふうになっています。しかし、地域の実情に応じて18歳までの子どもの、また保護者を対象とするという柔軟性があるんだということを言っているんですけど、八街市の場合はどこに重点を置くのかお伺いします。

○飛田健康増進課長

八街市の場合におきましては、原則として全ての妊産婦と就学前までの乳幼児とその保護者を主な対象者として考えております。

○京増委員

これからこの新しい事業が始まると。それで、今でももう保健師さんたちの仕事、手いっぱいだと思います。実際に赤ちゃんを産んだ後、いろいろ相談をしたくてもこんなことで電話をしてもいいのかとか、保護者のまだ子どもさん、生まれたばかりのお子さんを持っているそういうお母さんが相談しようかどうか躊躇しているんです。ですから、その3歳また小学校上がるまでの就学前までの子どもたちに重点を置いてやるのであれば、これは人員を必ず増やさなければこの新たなこういう制度をつくっても十分なワンストップでの相談はできないと思います。この点についていかがでしょうか。

○飛田健康増進課長

大変申し訳ございません。先ほどの答弁を一部訂正をさせていただきます。

人員について、先ほど専任の保健師1名と兼任保健師7名ということでお答えさせていただきましたけれども、当センターの事業の実効性のあるものとするためには、専任の保健師2名と兼任の保健師1名の3名の体制で臨むことが必要であるというふうに考えておりますので、その辺につきましては必要な人員を確保できるように予防してまいりたいと考えております。

○京増委員

でも、人員はあくまでも、結局、今のままでやるわけでしょう。要望はするけれど、人員を増やすという方向にはなっていない、そうですね。

○飛田健康増進課長

必要な人員を確保できるように要望はしてまいりたいと考えております。

○京増委員

部長にお伺いします。

これ、今でもこの子育て世代包括支援センターができなくても手いっぱい、本当に先ほども申し上げましたけれど、保護者の方が相談したくても躊躇する、こういう状況では人員を増やすしかないと思うんですけれど、ぜひ、要望もすると言われましたけれど、これはぜひ実現をしていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○和田市民部長

正規職員の配置につきましては、人員配置協議の中で市民部内の実情を報告、説明し、不足が生じている職員については、市民部各課の要望として増員について人事担当部局へ要望しているところでございます。

今後につきましても、必要な職員につきましては引き続き要望をしてまいります。

○京増委員

これ、毎年の決算の中でも、生まれた子どもたちにも気になる子どもたちがかなり多いということがありますので、就学前までの子どもたちに本当にしっかりと生まれたときから、妊娠中からやっていくということは、私は八街にとっては本当に大切なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出9款教育費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順をお願いします。

○川名教育総務課長

それでは、9款教育費の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書の30、31ページをお開きください。

1項教育総務費2目事務局費について、補正前の額に1千203万円を増額し、補正後の額を2億1千542万3千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。一般職人件費1千239万6千円の増額は、学校教育課職員1名分の給料、職員手当、共済費で、4月1日付人事異動による増額補正です。教育委員会事務局諸費36万6千円の減額は、18節備品購入費で事務用車両2台分の購入額が確定したことによる減額補正です。

次に、3目教育指導費ですが、補正前の額から60万9千円を減額して、補正後の額を1億1千756万5千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。教育指導諸費60万9千円の減額は、18節備品購入費で事務用車両2台分の購入額が決定したことによる減額補正です。

31ページをごらんください。

次に、2項小学校費1目学校管理費についてご説明いたします。

補正前の額に35万2千円を増額し、補正後の額を1億5千688万6千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。一般職人件費35万2千円の増額は、小学校用務員の職員手当、共済費で、4月1日付人事異動による増額補正です。

○小川社会教育課長

続きまして、5項社会教育費1目社会教育総務費につきましてご説明いたします。

補正前の額から86万9千円を増額し、補正後の額を1億933万9千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明をいたします。一般職人件費108万9千円の増額は、4月1日付人事異動による職員13名分の給与、職員手当、共済費でございます。次に、社会教育振興費22万円の減額は、18節備品購入費で当課所有の公用車買い替えに伴い契約金額が確定したため減額するものでございます。

続きまして、2目公民館費についてご説明いたします。

補正前の額から17万9千円を減額し、補正後の額を5千886万7千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。中央公民館管理運営費 17 万 9 千円の減額は、18 節備品購入費で当館所有の公用車買い替えに伴い契約金額が確定したため減額するものでございます。

○中澤図書館長

32 ページをごらんください。

3 目図書館費につきましては、補正前の額から 1 千 6 3 5 万 8 千円を減額し、補正後の額を 2 億 9 0 8 万 5 千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。一般職人件費 1 千 6 3 5 万 8 千円の減額は、4 月 1 日付人事異動による給料、職員手当等、共済費の減額補正でございます。

○市川スポーツプラザ所長

続きまして、6 項保健体育費についてご説明いたします。

同じく補正予算書の 32 ページをごらんください。

6 項保健体育費 4 目スポーツプラザ費につきましては、補正前の額に 1 1 8 万 2 千円を増額し、補正後の額を 4 千 5 2 7 万 2 千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。スポーツプラザ整備事業費 1 1 8 万 2 千円を増額につきましては、スポーツプラザ内に設置してあります合併処理浄化槽の曝気槽及び放流ポンプの故障に伴う修繕工事費を計上したことによる増額であります。

○酒和学校給食センター所長

続きまして、5 目学校給食費についてご説明いたします。

これは歳入 21 款諸収入 5 項雑入 2 目給食事業収入の減、幼児教育保育の無償化に係る市立幼稚園 3 園、八街第一幼稚園、川上幼稚園、朝陽幼稚園の給食費免除分、1 2 7 万 8 千円の給食事業収入の歳入補正に伴う財源の組み替えとなっております。

以上で、9 款教育費についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第 2 表債務負担行為補正 1 追加について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いします。

○高山子育て支援課長

補正予算書の 5 ページをごらんください。

第 2 表債務負担行為補正につきましては、（58）保育園人材派遣業務に係る債務負担行為を設定しようとするものでございます。期間は令和元年度から令和 2 年度まで、限度額は派遣される保育士及び看護師等の勤務時間数に、保育士にあたっては 1 時間当たり 2 千 7 5 0 円、1 日の勤務時間が 8 時間を超える部分については 3 千 4 3 7.5 円、看護師等にあつては 1 時間当たり 4 千 1 8 0 円、1 日の勤務時間が 8 時間を超える部分については 5 千 2 2 5

円とするものでございます。

続いて、（５９）保育園給食管理システム保守業務に係る債務負担行為を設定しようとするものでございます。期間は令和元年度から令和３年度まで、限度額は２万２千円とするものでございます。

○飛田健康増進課長

続きまして、補正予算書６ページをごらんください。

（６０）胃がん、大腸がん、肺がん（結核）検針業務は、令和２年度において胃がん検診、大腸がん検診、肺がん結核健康診断を実施するにあたり円滑に事務を推進するため、令和元年度内に委託事業者を決定する必要があることから、当該行為に必要な債務負担行為を予算計上するものでございます。

なお、胃がん検診等の実施時期は、例年通り５月から６月及び後期日程として９月の実施を計画しており、本年１１月下旬までに業者の選定を行い、令和２年１月に実施日及び会場を決定し、３月から地区回覧等による啓発事務を進めてまいりたいと考えております。

以上で、第２表債務負担行為補正１追加の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

まず、５ページの保育園人材派遣業務についてお伺いします。

これは時間給について決めているんですけど、人数についてはどれぐらいを予定しているのか、何かあるんでしょうか。

○高山子育て支援課長

保育士９名、看護師３名を予定しております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

派遣保育士の時間給、大変高いんですけど、臨時職員の時給はたしか１千２００円ですよ。本当に臨時職員の方々も一生懸命働いていらっしゃる。臨時職員の方の時給を上げていけば、こうやって毎年のように派遣で苦勞しなくても済むんじゃないか、まして臨時さんで何年か続けて働いてくれた方が保育園や子どもさん、保護者にとっては大変いいと思うんですけど、臨時職員の方、時給を上げて、この派遣は少なくしていく、そういう方向というのはこれから考えていっていいんじゃないだろうかと私は思うんですけど、部長にお聞きしたいと思います。部長いかがでしょうか。

○和田市民部長

臨時職員の賃金、時給に関しましても、近隣各市との調整というか、状況もございますので、今後とも人事担当、総務部局の方にこういった賃金の変更等もあわせて協議していきたいと

思います。

○京増委員

派遣という、派遣職員、派遣の保育士さんというのは同じ人が何年か続けてくるとかそういうことはあるんですか。

○高山子育て支援課長

同じ職員が派遣される場合もあります。期間は定められていますので、その期間の中での派遣は同じ方がくる場合はあります。

○京増委員

そういうことがあるのであれば、八街市の試験を受けていただいて正規で働いていただくとか、そういう方向だってあり得ると思いますので、本当に安定的に長く働いていただく、そういうことも考えていく必要があるんじゃないかということで、申し述べておきたいと思います。

それから、次の6ページの胃がん、大腸がん、肺がん結核の検診業務についてなんですけれど、この検診については受診率の目標とかそういうのはどうなのかお伺いします。

○飛田健康増進課長

令和2年度の胃がん、大腸がん、肺がん検診を実施するにあたりまして、目標とする人数は積算はしてございますけれども、受診率何パーセントとい形の目標を設定していることではございません。人数で何人の受診を目指すという形に設定しております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

人数で考えているということなんですけど、例えば前年度よりも増やしていこうとかそういう形の計画があるのかどうか、その点についてお伺いします。

○飛田健康増進課長

このがん検診の重要性を広報等で広く周知を図ることによって受診率の向上を目指すことによって、受診者数も増やしていくというふうに計画をしております。

○山口委員

すみません、1点だけいいですか。

この保育園人材派遣業務についてなんですけども、派遣が多くなって現場の職員と話をさせていただくと、派遣が悪いわけじゃないんですが、派遣の言っていることが通ってしまう。例えば、早番をやらないとか、私は契約上早番をやりませんよということが全てその現場の職員にしわ寄せになってきてしまっているとか、そういうこともケースとしてあるようなので、派遣を契約する際にしっかりと勤務内容とかもししっかりと確認した上で、現場の職員がしわ寄せにならないように、そういった対応であったり、そういった派遣側が強過ぎるような形にならないように契約をしていただきたいというふうに思いますが、その点についてはどのように考えていますか。お願いします。

○高山子育て支援課長

現場の保育士さんや園長先生とかと協議をしながら仕様書の見直しを考えていくような形になると思いますけれども、なるべく正規の職員が足りない部分を補ってもらうための派遣保育士、臨時職員ですので、円滑に園が運営できるように努めていきたいと思います。

○山口委員

よろしくお願いします。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければこれで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第5号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第5号中当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

審査中ですが、10分間休憩をします。

執行部の皆さんに申し上げます。議案第6号、第18号、第19号に関する職員以外は退出して結構です。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

○加藤委員長

再開いたします。

休憩前に続き会議を開きます。

議案第6号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

この議案は、歳入歳出全款及び債務負担行為について、提案者の説明を求めます。

○田中高齢者福祉課長

それでは、議案第6号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

この補正予算は、規定の予算に歳入歳出それぞれ1億351万9千円を追加し、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ48億9千897万8千円にしようとするものです。

詳細につきましては事項別明細によりご説明いたします。

補正予算書の8ページをごらんください。

まず最初に歳入でございますが、4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金につきましては、補正前の額に355万4千円を追加し、補正後の額を11億9千675万5千円にしようとするものです。これは平成30年度介護給付費交付金の確定に伴う追加交付分でございます。

5款県支出金2項県補助金4目介護施設等整備事業交付金につきましては、補正前の額から755万1千円を減額し、補正後の額を3千360万円にしようとするものです。これは現在、八街南中学校区生活圏域に建設を予定しております、小規模多機能型居宅介護施設の完成が当初予定よりも遅れるため、地域介護福祉空間整備等交付金の開設準備経費支援事業交付金の返還に伴う減額で、来年度に改めて交付申請を行うものです。

8款諸収入2項雑入3目雑入につきましては、補正前の額に153万3千円を追加し、補正後の額を709万1千円にしようとするものです。これは市地域包括支援センターから介護事業所へ委託した介護予防ケアマネジメント費324件分の地域支援事業費収入でございます。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、補正前の額に1億598万3千円を追加し、補正後の額を1億698万3千円にしようとするものです。これは前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが9ページをごらんください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、補正前の額から755万1千円を減額し、補正後の額を4千334万7千円にしようとするものでございます。これは小規模多機能型居宅介護事業所の開設時期が当初の予定よりも遅くなるため、地域介護福祉空間整備事業補助金開設準備経費支援事業交付金の返還に伴う減額でございます。

1款総務費3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費につきましては、補正前の額から79万3千を減額し、補正後の額を2千225万9千円にしようとするものでございます。これは18節備品購入費92万8千円の減額が主なもので、購入を予定しておりました複写機をリースにかえたことによる減額でございます。

2目認定調査等費につきましては補正前の額から100万7千円を減額し、補正後の額を1千497万3千円にしようとするものでございます。これは18節備品購入費認定調査用車両購入費の額が確定したことによる減額でございます。

10ページをごらんください。

3款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、一般財源から153万3千円を特定財源に予算の組み替えを行ったものでございます。

3款地域支援事業費3項包括的支援事業費任意事業費1目包括的支援費任意事業費についま

しては、補正前の額から30万4千円を減額し、補正後の額を6千980万7千円にしようとするものでございます。これは包括的支援事業用車両購入費の額が確定したことによる減額でございます。

4款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金につきましては、補正前の額に3千861万2千円を追加し、補正後の額を1億2千596万円にしようとするものでございます。これは繰越金から国庫負担金またほかの返還金等を控除した残額につきまして、準備基金へ積み立てるものでございます。

11ページをごらんください。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金及び還付加算金につきましては、補正前の額に3千495万1千円を追加し、補正後の額を3千695万1千円にしようとするものでございます。これは平成30年度介護給付費の確定に伴う国庫負担金、県負担金、及び、地域支援事業交付金等の返還金でございます。

同じく5款諸支出金3項繰出金1目一般会計繰出金につきましては、平成30年度の介護給付費地域支援事業費及び事務費に係る精算分で、3千961万1千円を計上し、一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、第2表債務負担行為の追加ですが、補正予算書の4ページをごらんください。

認定調査用複写機の賃借に係る債務負担行為を設定しようとするものでございます。期間は令和元年度から令和6年度まで、限度額は複写枚数1枚当たり3,74円を乗じて得た額とするものでございます。

以上で、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

それでは、9ページ介護認定調査会費の中からお伺いいたします。

今回のこの補正は、人件費については出てきていません。人件費は出てきていないということは当初予算の中で充足しているのかなというふうに捉えるわけですが、相変わらず私の接している市民の方々からは認定に係る日数がかかると、2週間程度で出てきてくれればいいのか、かなり待たされている状態がある。

そうすると人員が足りないのかなと、この補正を組んでも人員を充足すべきかなと、補充すべきかなとも考えるのですが、現在、申請してから介護認定を受けるまで、どのくらいの期間を要しているのかお伺いいたします。

○田中高齢者福祉課長

現在、早いもので30日以内、法の中では30日以内で認定することとなっております、早いものでは30日以内であるんですが、あくまでも一般的なものとしまして、お医者さんからの意見書、これの遅延が理由により30日を超すことがございます。現在のどのくらい

の割合かというのは、今、データを用意しておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○小高委員

法では30日以内ということで決まっていると。八街市では早くて30日以内と、これは非常に問題だと私は思いますね。

以前窓口で色々お話を聞いたときも、医師の方の審査がどうしても遅れてしまうという話は聞いております。医師会の方に、議会でも言ったことあるんですけど、医師会の方と協議していただいて、医師の人員が1人であれば2人にする、2人であれば3人で対応していただく、また、それなりの予算措置を市では講じる、こういうことをしていかなくはこの日数の短縮というのはできないのかなと思います。

その辺は、今後、また機会があればお伺いしたいと思いますが、担当者また部長、ひとつ十分大事なことですから、いわゆる法にのっとっていないということですので、十分検討して善処していただきたいとお願いして質問を終わります。

○田中高齢者福祉課長

昨年の、今、八街市の平均なんですけども、平成30年度の上半期のデータで読みますと、43日かかっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、8ページ5款県支出金の介護施設等の整備事業交付金なんですけど、小規模多機能施設の整備が遅れているということなんですけど、これが遅れている原因は何でしょうか。

○田中高齢者福祉課長

一番の原因につきましては、入札の時期、こちらが遅れたことによるものなんですけども、完成から6カ月前までの施設の準備基金が対象になるという交付金なんですけども、実際、完成が来年の7月から12月になったということで、今回、減額をしたものでございます。

○京増委員

施設を建設していく場合には、その需要との関係で計画をしていくんではないかと思うんですが、半年ぐらい遅れるということですが、需要との関係ではどうなんでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

今回、第7期の介護保険事業計画の中に盛り込んでいるものでございますので、平成30年から3カ年のうちに建設されればよいと私どもは考えております。

○京増委員

次に、諸収入の中の雑入なんですけれど。

○加藤委員長

ページ数言ってやって。

○京増委員

同じページの８款諸収入の中の８款３目雑入についてお伺いします。

この雑入の中に地域支援事業収入が入っているときと入っていないときがあると思うんですけど、この地域支援事業についてはケアマネさんが計画を立てる、その費用が入ってきたということなのですが、このケアマネさんは地域包括支援センターのケアマネさんなのかなと、どういうことで収入が入ってくるのかお伺いします。

○田中高齢者福祉課長

この予算につきましては、市の包括支援センターが介護支援事業所に委託した分ということで、その件数につきまして国保連から収入があるものでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第６号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○加藤委員長

起立全員です。議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第１８号、八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○川名教育総務課長

それでは、議案第１８号、八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結についてご説明いたします。

追加付議案の２ページ、追加議案説明資料の１ページをごらんください。

本工事は近年の猛暑に鑑み、中学校の教育環境の向上を目的に市内中学校４校について空調設備設置工事を実施するものです。

今回、一般競争入札の結果、日本装芸株式会社千葉支店が４億９２０万円で落札し、令和元年１０月７日に落札者と決定いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものです。

工事概要につきましては、普通教室、特別教室など１８７室に空調設備を設置するために室内外機の新規設置工事、既存空調機の撤去工事等の機械設備工事一式と、設置に伴う基礎工

事、建具改修工事等の建築工事一式を実施するものです。工事は議決後、直ちに着手し、令和2年3月25日の完成を予定しております。

以上で、議案第18号、八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○京増委員

直ちに議決後着手するという事なんですが、授業もある中で、例えば授業の妨げになるとかそういうことについてはどうなのでしょう。

○川名教育総務課長

当然、授業はやっておりますが、基本的に工事は土曜日、日曜日、後は放課後メインに工事を進めていくことになると思います。授業、部活等もありますので、そちらの学校とも協力していただくこともあると思いますが、工期内に終わるように進めていきたいと思っています。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

すみません。この説明の中で建具改修工事等の建具というのはどういうところを指すのか教えてください。

○川名教育総務課長

室内機から室外機に配管する管をサッシの窓ガラスを通さなければいけませんので、そのサッシ部分について建具というふうに表現しております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

すみません。前回、小学校の工事をやったときには同一の会社が電気設備と、また、機械設備とやったわけですけど、そのときも入札は別だったんですか。確認します。

○川名教育総務課長

小学校のときも別々に入札にかけて、たまたま偶然ですけども同じ業者が落札したということになります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第18号、八街市立中学校空調設備設置に伴う機械設備工事の請負契約の締結についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○川名教育総務課長

それでは、議案第19号、八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結についてご説明いたします。

追加付議案の3ページ、追加議案説明資料の2ページをごらんください。

本工事は近年の猛暑に鑑み、中学校の教育環境の向上を目的に市内中学校4校について空調設備設置工事を実施するものです。

今回一般競争入札の結果、株式会社八光電気工業が1億4千520万円で落札し、令和元年10月7日に落札者として決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものです。

工事概要につきましては、普通教室、特別教室など187室に空調設備を設置するために受変電設備の改修工事、配線等の低圧幹線工事、照明器具や自動火災報知機などの取り外し、再設置の電灯工事、配管理設部のアスファルト等の撤去工事等の電気工事一式を実施するものです。工事は議決後、直ちに着手し、令和2年3月25日の完成を予定しております。

以上で、議案第19号、八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第19号、八街市立中学校空調設備設置に伴う電気設備工事の請負契約の締結

についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

文教福祉常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時32分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和元年10月23日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員